

稻敷市医療福祉費支給に関する条例（平成17年稻敷市条例第85号）に規定する医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの（母子家庭の母子、父子家庭の父子）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	稻敷市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	稻敷市医療福祉費支給に関する条例（平成17年稻敷市条例第85号）に規定する医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの（母子家庭の母子、父子家庭の父子）
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		稻敷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 稻敷市医療福祉費支給に関する条例（平成17年稻敷市条例第85号）に規定する医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの（母子家庭の母子、父子家庭の父子）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	稻敷市医療福祉費支給に関する条例（平成17年条例第85号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて(母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること)を目的とする。	第一条 この条例は、妊娠婦、小児、高校生相当の児童、(母子家庭の母子、父子家庭の父子)、重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の(生活の安定と福祉の向上)に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		稲敷市医療福祉費支給に関する条例（平成17年条例第85号） 稲敷市医療福祉費支給に関する条例施行規則（平成17年規則第54号）
--------------	--	--

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	稲敷市医療福祉費支給に関する条例第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子家庭の母子及び父子家庭の父子に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	稲敷市医療福祉費支給に関する条例第5条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年09月30日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	18
保護評価書の名称	医療福祉事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E7%A8%B2%E6%95%B7%E5%B8%82&ev_name=%E5%8C%BB%E7%99%82%E7%A6%8F%E7%A5%89&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=1&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=21&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%90%E7%B4%A2

